

独立行政法人国際協力機構中期目標

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定により、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

はじめに

グローバル化の中で国際社会において経済格差の拡大と貧困の深刻化が進んでおり、環境等地球規模の問題も依然として深刻である。また、冷戦終了後、紛争、特に地域・民族紛争が頻発しており、紛争予防、緊急人道支援、平和の定着と国造りのための努力の重要性は、従来にも増して高まっている。特に平成13年9月11日のテロ以降、欧米諸国が相次いで政府開発援助（以下「ODA」という。）の供与額の増額方針を表明するなど、開発問題に対する国際的関心が高まりつつある。

また、国際社会においては、開発問題への取り組みにおいて開発目標の共有と新たな開発戦略の構築が進展している。特に、ミレニアム開発目標は、貧困削減、基礎教育、男女平等、保健医療、環境保全等に関して、国際社会が共通して取り組むべき課題と具体的な達成目標を設定している。さらに、平和構築支援については一層の強化が求められており、これらは我が国が主導する人間の安全保障の観点からも重要な課題である。同時に、開発途上国の貿易、投資及び人の交流を活性化し、持続的成長を支援することも重要である。加えて、開発戦略については、援助国・国際機関等が、特に貧困に直接焦点を当てて援助の協調を図る動きも世界的に活発化しつつある。

我が国としても、開発途上国の安定と発展への貢献を通じ、我が国の安全と繁栄を確保するとともに、世界の平和と繁栄の実現に積極的な役割を果たす必要がある。その中でも、開発途上国の課題解決に向けた自助努力を促進するために人材育成や政策・制度構築等開発途上国自身の総合的な能力開発への協力が重視されてきており、我が国のODAの中で技術協力の中心的実施機関である機構の役割は極めて重要である。

他方、我が国の経済・財政の健全な発展が強く求められている現状の下、ODAの意義・役割とその成果及び経済社会への影響に関する国民の支持・理解を得る必要が高まっており、ODAの戦略性、機動性、透明性、効率性の確保が一層求められている。また、我が国ODAの重点を、我が国との経済的社会的結びつきの強いアジア地域に置くことも求められている。

こうした我が国のODAを巡る状況において、平成18年2月の海外経済協力に関する検討会の最終報告等により示されたODA改革の方向性に基づき、ODAを含む海外経済協力の司令塔機能の強化のため内閣総理大臣を議長とする海外経済協力会議が新設され、同会議が審議する基本戦略の下で引き続きODAの企画立案の調整の中核を担うこととされた外務省においては、企画立案機能を強化するため外務大臣の下に国際協力企画立案本部が設置された。また、ODAの実施については、独立行政法人国際協力機構法の改正（平成18年11月15日公布。以下改正後の独立行政法人国際協力機構法を「改正機構法」という。）により、機構が新たに技術協力、有償資金協力、

無償資金協力を一元的に担う体制が構築されることとなった。

機構は、これら改革の動きを踏まえながら、政府の方針に則り、関係行政機関と連携しつつ、一層質の高い業務の実施に努めなければならない。また機構は、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画等の政府の政策を踏まえ、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力の有機的連携も念頭におきつつ、国別・地域別及び課題別アプローチのさらなる強化に努め、政府の案件採択に資するよう具体的な案件形成のために重要な役割を果たさなければならない。加えて、機構は、事業の透明性を一層高め、事業の合理化を進めるとともに、一貫した事業の評価を行っていかなければならない。

さらに、機構は、ODAへの幅広い国民参加が一層求められている状況を踏まえ、NGOをはじめ、地方自治体、大学、経済界等幅広い国民層からの主体的な国際協力への参加を促進するとともに、国民の理解を深めるために広報・情報公開や開発教育を充実させていく必要がある。また機構は、国際協力に参画する人材の育成・確保に努めていかなければならない。

加えて、機構は、政府が行う政策の企画・立案に資するよう、主務大臣に事業実績に基づき適宜報告するものとする。

以上の認識を踏まえ、機構は、我が国のODAの実施機関として、本中期目標に従い、独立行政法人化の趣旨を十分踏まえて、効率的かつ効果的な業務を行うとともに、改正機構法の施行に向けた準備を着実に実施するものとする。なお、改正機構法の施行を踏まえ、統合効果を発現する観点から、本中期目標を改定することとする。

1. 中期目標の期間

中期目標の期間は平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間とする。

2. 業務運営の効率化に関する事項

機構は、業務の運営に際しては、以下の各事項に関し具体的措置を講ずることにより、効率化を図る。

(1) 組織運営における機動性の向上

機構は、開発途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう、引き続き在外事務所の体制・機能強化を進め、国内から在外への人員配置等の在外強化の取組を一層促進する。また機構は、在外公館や内外で活動するNGO、その他の援助関係者とも連携を図り開発途上地域のニーズを的確に把握する。

機構は、政策上の要請に的確かつ機動的に対応すべく、予算の執行管理機能の一層の強化を図る。

さらに、機構は、限られた資源で最大の効果を発揮させる観点から、海外拠点について国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化等のため必要な見直し、また、国内拠点について設置目的と果たすべき機能や利用状況等を第三者の参加を得て検証し、その検証に基づき必要な見直しを促進する。

(2) 業務運営全体の効率化

(イ) 機構は、業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を含めた事務処理

の改善を行う。

(ロ) 機構は、随意契約等における委託等について、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け事務連絡。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人等との契約のあり方などにつき国の取組に準じた不断の見直しを行い、一般競争入札をはじめ競争性のある契約の範囲拡大を図る。さらに、随意契約の妥当性については、第三者の参加を得て検証を行うとともに、委託先の執行状況をチェックするシステムの導入を図る。

(ハ) 機構は、中期目標期間中、事業の質の維持・向上を図りつつ、事業コストの縮減及び事業内容の見直しを行い、業務経費（重点施策の実施等の事由による政策的に必要とされる経費、特別業務費、受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。）について、毎事業年度1.3%程度の効率化に努める。

また、機構は、中期目標期間中、一般管理費（特殊要因又は受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において平成18年度比年率3%程度の効率化に努める。

また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（平成18年度から5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。なお、この改正機構法以前の業務に係る人件費削減の取組とともに、改正機構法により新たに実施する業務（改正機構法第13条第1項第2号及び第3号に限る。）に係る人件費についても、同様の削減に取り組むものとする。

(ニ) 機構は、効率化の取組が業務の質の低下をもたらすことのないようモニタリング手法の確立に努める。

(3) 改正機構法の施行に向けた準備

機構は、改正機構法の施行に向けて、技術協力事業、有償資金協力事業及び無償資金協力事業の相乗効果が最大限発現される実施体制を構築すべく、関係機関と調整の上、組織、業務の統合に向けた準備を適確かつ着実に進める。この際、ODAの実施に係る業務の継続性を損なわないよう、かつ、従来以上に円滑な業務の実施が可能となるよう適切な配慮を行うとともに、本部及び在外事務所との速やかな統合、部局間の連携強化等を通じた援助効果の向上等統合メリットを最大限に発揮するよう留意する。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 総論

(イ) 開発途上地域等の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力を進めることは、我が国の開発援助政策の重要な課題である。このため機構は、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する

中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の開発援助政策並びに政府の国別・地域別・分野別の援助方針に則り、開発途上国側の援助需要を踏まえ、国際約束に基づく技術協力事業等につき効果的に業務を実施する。その際、機構は、協力実施前に開発途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努める。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へ適切なサポートを行う。加えて、他の援助実施機関との連携を密にするとともに、今後機構が実施段階で技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担うことも踏まえ、資金協力との連携強化に努める。

(ロ) 外務大臣が、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関（国際会議その他国際協調の枠組みを含む。）の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要がある、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認め、機構に対し必要な措置をとることを求めた場合には、機構は、正当な理由がない限り迅速に対応するものとする。

(ハ) 機構は、機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第59号）に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応する。また機構は、国際協力の理解と参加を促進するために、機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等も含め情報提供と広報活動の充実を図る。

(ニ) 機構は、事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境影響及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインに則り、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。環境社会配慮ガイドラインについては、必要に応じて改定するとともに、改定の際には第三者の意見を聴取する機会を設ける。

(ホ) 男女共同参画の視点は重要であり、機構は、事業実施に当たり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。

(ヘ) 機構は、客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的かつ効率的な評価を行うとともに、機構による評価に対する二次評価を含めた外部評価を適切に実施する。また、これらの評価の内容について国民にわかりやすい形で情報提供するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業実施にフィードバックする。さらに、各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価手法の開発に取り組む。

(2) 各事業毎の目標

(イ) 技術協力（法第13条第1項第1号）

(i) 技術協力業務は開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的・社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、機構は、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的に実

施するものとする。

(ii) 機構は、我が国政府が相手国政府等と行ってきた協議を踏まえ、政府による案件検討に資するべく、当該候補案件に想定される投入要素の内容及び概算経費の精度を向上する。

これを踏まえて機構は、国際約束に基づき、案件の実施を速やかに行うとともに、技術協力案件の実施に当たり、投入要素の組み合わせ・量・時期等を適切に決定する。

機構は、案件の実施中に行う評価結果を踏まえて当該案件の内容について適切に見直しを行うものとする。

なお、開発調査については、他の事前の調査との関係にも留意しつつ、一層の効果的・効率的な実施に努める。

(iii) 機構は、研修員受入について、各研修コースについて開発途上国の需要にかなっているか、効果的なものとなっているかを、第三者の参加を得て客観的に検証し、その結果を研修コース及びプログラムの改廃に的確に反映できるようなシステムを確立する。

また機構は、海外、国内別に研修の実施基準を策定し、効果的かつ効率的な取組を促進する。

加えて機構は、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、その活用を図る。

青年招へい事業については、事業の有する開発教育効果にも配慮しつつ、交流性の強いプログラムを廃止し、技術研修へ絞り込むことにより、従来以上に専門的知見の習得を重視した事業内容とする。

(iv) 機構は、相手国からの要請内容を適切に踏まえつつ、案件に相応しい質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選定の向上に適確に反映させる。

(ロ) 無償資金協力の実施促進（法第13条第1項第2号）

(i) 無償資金協力の実施促進業務については、機構は、案件が条約その他の国際約束に基づき、適正かつ効率的に実施されるよう、その促進に努めるものとする。

(ii) 無償資金協力の事前の調査等について、機構は「顔の見える援助」の観点を踏まえつつ、費用対効果の最大化を図る観点から、契約形態及び内容を点検し、競争性の向上のための取組を検討し実施する。

(iii) 機構は、無償資金協力事業に係るコスト削減の要請を踏まえ、品質の確保にも十分留意しつつ、協力案件の計画・設計内容及び積算に係る調査・審査機能のさらなる強化を図る。

(ハ) 国民等の協力活動（法第13条第1項第3号）

(i) 本号に基づくボランティア関連業務については、機構は、国民の発意が出来る限り反映されるよう留意しつつ、開発途上地域の発展に寄与するよう、協力の質的向上に努める。このため機構は、引き続き適格な人材の確保に努めるとともに、派遣者への適切なサポートを行う。また、事業への参加環境の改善のために必要な措置を講ずる。

(ii) 機動性を有するNGO等を担い手とした事業を実施することは、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、NGO等との連携を推進し、機構は、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計

向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を行うものとする。また、幅広い国民の参加が得られるよう、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続きの更なる迅速化に心がけるものとする。

(iii) 機構は、開発援助に関する意識を国民の間に育てることを目的として、開発教育支援を充実させる。

(二) 海外移住（法第13条第1項第4号）

機構は、本事業を推進するにあたっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をもあわせもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、移住者の属する地域の開発に資するよう留意するものとする。事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を見つつ、重点化を図る。その際、政府が、事業の目的とその達成状況等を検証し、必要性を判断し、役割を終えたと判断されるものについては廃止する。

(ホ) 災害援助等協力事業（法第13条第1項第5号及び第2項）

機構は、開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施を図る。

(i) 国際緊急援助隊派遣の実施にあたっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効率的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図ることとする。

(ii) 緊急援助物資供与の実施にあたっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また援助物資供与後、被災国の物資活用状況等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に反映させる。

(ヘ) 人材養成確保（法第13条第1項第6号）

国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。このため機構は、専門家の公募、登録、確保及び養成のための研修等の業務を援助ニーズを踏まえて適確に行い、援助人材の養成・確保に努める。

(ト) 法第13条第1項第7号に基づく案件形成支援、調査研究業務

開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、機構は、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策、国別援助計画等、政府の開発援助政策・指針に基づいて所要の調査・研究に努める他、重要な援助課題についても調査・研究を行う。

案件形成支援は、開発途上国との対話を通じた戦略的、効果的事業を発掘・形成する上で政策的に重要であり、今後も一層の重点化を促進しつつ、政策上の必要性を踏まえて、機動的・効果的な実施を図る。

4. 財務内容の改善に関する事項

(1) 機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

(2) 機構は、保有資産の売却等により、土地・建物の効率的な活用を促進するよう見直しを行うとともに、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的な執行により適切な財務内容の実現を図る。

(3) 機構は、国際協力に対する国民の参画意識の醸成等の観点から、広く国民各層から寄附金を受け入れる活動を積極的に展開するとともに、内閣府の委託により行われる「野口英世アフリカ賞基金」を含め受け入れた寄附金の適正な管理・運用に努める。

(4) 機構は、融資事業における債権の回収を適切に進めるとともに、移住融資債務者に対する為替変動の影響等による債務負担の軽減に関する方策を検討する。

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 施設・設備

機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、費用対効果や事業全体の収支などを総合的に勘案し、施設・設備に関する計画を定める。

(2) 人事

機構は効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置により業務運営の効率化を図る。また機構は、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員への研修、資格取得等の促進を通じた職員の資質向上を図る。機構は、これらの効果的かつ効率的な業務運営に則した人事に関する計画を定める。

(3) 監査の充実

外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。

(了)